

第6章 共通して取り組む重要施策

○本章は、第1章から第5章の取組のほか、グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題に対応するため、人権尊重の社会づくりのための重要な施策の共通した取組の方向性を記載しました。

○なお、個別分野等に関連するもの等については第7章をはじめそれぞれの章に記載しています。

1 SDGsにおける人権

【現状と課題】

<国際的動向等>

- 平成27（2015）年9月、国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）」が採択され、その中に掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、全世界が2030年までに達成すべき目標とされています。
- SDGsに掲げられたこれらの目標は貧困や飢餓、健康・福祉、気候変動等多岐に渡っており、「環境」と「貧困」の統合的解決を図るためには「人間の尊厳と人権の尊重」が特に重要であることから、人権はSDGsのゴールの多くに関連しており、人間が尊厳をもって人間らしく生きることのできる社会を実現していくことを目指しています。
- SDGsを推進する主体の一つである企業に対して国連グローバル・コンパクト（※）は「SDGsコンパス（Compass）」という企業への行動指針を公表しており、その中で「SDGsにおける将来のビジネスチャンス」を示す一方で、関連法令を遵守するとともに優先課題として基本的人権の侵害に対処する責任を認識することを求めています。

※1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）で当時のアナン国連事務総長が提唱したもので、企業を中心とした様々な団体が、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに自発的に参加することが期待されています。

<国内の動向等>

- 政府は、我が国が2030アジェンダを実施し、SDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」において、「国際社会における普遍的な価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、SDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要」としています。
- また、「SDGs実施指針」では、「ビジネスと人権、責任あるサプライチェーン（※）、企業の社会的責任に関する取組は、国際社会からの各企業の信頼を高め、グローバルな投資家の高評価を得る上で重要である」こと、「政府は、行動計画の策定を始めとして関係省庁が連携し、国連「ビジネスと人権」指導原則を踏まえて、適切な対応及び企業のSDGsに資する取組の促進を行う」と規定しているほか、「2030年までにSDGsを達成し、経済発展と社会的課題の解決を目指すため、官民が共有する国家戦略であるSociety 5.0を引き続き推進していく。」としています。

※商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと

＜本県の動向等＞

- 本県においては、令和2（2020）年4月に「鳥取県SDGs推進本部」を立ち上げ、オール鳥取県で持続可能な地域社会の実現に向けて取り組むことを宣言（とっとりSDGs宣言）しました。この宣言では、「すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けるためには、SDGsが掲げる『誰一人取り残さない』理念のもと、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要がある」としています。
- そして、官民連携の「とっとりSDGsネットワーク」（令和2（2020）年11月発足）を中心として、県民をはじめ企業、団体、NPO、市町村などとのパートナーシップにより、県内におけるSDGsの取組をスタートしました。

【施策の基本的方向】

（1）SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の基本理念である「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現と合致していることから、本県においては、SDGsの理念を踏まえて人権施策に取り組みます。

また、人権はSDGsのゴールの多くに関連しており、人間が尊厳をもって人間らしく生きることができる社会の実現を目指していることから、第7章の分野別施策の推進においては、各分野の施策が寄与すると考えられるSDGsの主なゴールを示し人権施策を推進します。

各分野の施策が寄与すると考えられるSDGs			
1	 貧困をなくそう	10	 人や国の不平等をなくそう
3	 すべての人に健康と福祉を	11	 住み続けられるまちづくりを
4	 質の高い教育をみんなに	16	 平和と公正をすべてのひとに
5	 ジェンダー平等を実現しよう	17	 パートナーシップで目標を達成しよう
8	 働きがいも 経済成長も		

2 ビジネスと人権

【現状と課題】

＜国際的動向等＞

- 企業活動における人権に関しては、平成10（1998）年にILO（国際労働機関）総会で採択された「労働基準における基本的原則及び権利に関するILO宣言」において定められた中核的労働基準の4分野（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除）が企業と人権に関する基本的規約として重要です。

○平成18（2006）年に提起された「国連責任投資原則（PRI）」の中で、ESG（※）のコンセプトが提唱されました。これは、社会的責任を果たすための3分野要素を考慮した投資を求め、署名を通じて参加することを投資家に要請するものです。

※環境（Environment）、社会（Society）、企業統治（Governance）の3分野要素の総称

○平成20（2008）年の国連の「保護、尊重及び救済：ビジネスと人権の枠組み」とともに、平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱で構成される「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、「指導原則」という。）」が全会一致で支持されました。

○この指導原則では、企業は人権を尊重する責務を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築を企業方針と手続きとして持つべきとされています。

○平成25（2013）年にバングラデシュで起きたラナプラザビル崩落事故を契機に、グローバル企業のサプライチェーンにおける労働者の権利保護や指導原則遵守の重要性が再度認識されました。

○平成27（2015）年のG7エルマウ・サミットでは、途上国の労働条件を改善し「責任あるサプライチェーン」をつくることが首脳宣言に盛り込まれ、その後、各国では、指導原則に基づく国別行動計画（NAP）を策定することとなりました。

○欧州各国では、企業に人権尊重を促す法整備が進む中、令和3（2021）年に中国・新疆ウイグル自治区で起きた人権問題を巡り制裁に踏み切った欧米では、投資家が企業の人権問題への対応に厳しい視線を向けており、日本企業にも対応を促しています。

<国内の動向等>

○「労働分野」については「労働基準法」「男女雇用機会均等法」等の労働法令を通して労働者の権利の保護及び推進を図っています。

○令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワハラ防止のための雇用管理上の措置（相談体制の整備等）が事業主に義務付けられました。あわせて、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正では、セクシャルハラスメント（セクハラ）等の防止対策の強化（相談したこと等を理由とする不利益取扱の禁止等）が図られました。

○令和2（2020）年、国は国連人権理事会で支持された指導原則の着実な履行を目指すため、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」を策定しました。

○行動計画では、基本的な考え方として①政府や企業等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、②サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備、③救済メカニズムの整備及び改善が盛り込まれました。

○また、分野別行動計画として、①労働（ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の促進等）、②子どもの権利の保護・促進、③外国人材の受入れ・共生等に加えて、企業責任を促すため、④指導原則に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進、⑤中小企業における取組への支援等が盛り込まれました。

○また、金融市場における投資判断のほか、国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、ESGへの関心が高まる中、金融庁と東京証券取引所は上場企業の行動指針を定めたコーポレートガバナンスコード（企業統治原則）を令和3（2021）年6月に改定し、「人権の尊重」等のサステナビリティを巡る課題への対応を求める規定を新たに盛り込みました。

<本県の動向等>

- 令和元（2019）年度、鳥取労働局雇用環境・均等室に寄せられた535件の相談のうち、「男女雇用機会均等法」にかかる相談件数は130件でした。そのうちセクハラに関する相談が50件と最も多く、次いでマタニティハラスメント（マタハラ）、パタニティハラスメント（パタハラ）に関する相談が38件でした。
- 令和2（2020）年度、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）に寄せられた2,934件の相談のうち、「職場の人間関係（パワハラ、いじめ、嫌がらせ含む）」にかかる相談件数は383件でした。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、過去5年間の日常生活の中で差別や人権侵害を受けたと思ったことがあると回答した人の中で、職場でのいやがらせやいじめ（パワハラを含む）と答えた人の割合が最も高く、47.1%でした。
- また、職場で人権意識を高めるための啓発活動などを積極的に推進する必要があるかとの問いに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者は60.8%と6割を超えており、ハラスメント問題への取組を強化していく必要があります。
- 本県においては、地域づくり、NPO活動等の支援をしており、「人権の擁護や平和の推進」の分野で活動する企業やNPOもあります。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景とした人権に関する国内外の取組が、今後、県内の企業活動へ影響を与えることから、その対応が求められます。

【施策の基本的方向】

（1）企業の取組の推進

人権に関する意識の向上を図り、また就職の機会均等等を図るため、企業や鳥取労働局と連携・協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進します。

公共調達における障害者法定雇用率達成事業者等への配慮措置、障害者雇用優良事業所の表彰、男女共同参画推進企業の認定等の取組を拡大することにより、企業の人権尊重の取組を推進します。

（2）ハラスメント防止等の推進

県内の企業に対し、セミナー等の開催を通して、女性・障がい者・外国人等の多様な人材の活用（ダイバーシティ経営）、ハラスメント防止等の取組を推進します。

みなくるにおいて、労働者・使用者からの各種労働・雇用相談を受け付けるとともに、鳥取労働局、各労働基準監督署、国・県立ハローワーク、鳥取県労働委員会等の関係機関と連携し、職場内の問題解決を支援します。

また、県内の企業が行う「働きやすい職場環境づくり」に向けた社内研修への講師派遣等により、いじめ・各種ハラスメント防止の普及啓発等を行い、心身ともに快適で働きやすい職場環境

づくりに取り組みます。

(3) 労使間の問題解決支援

鳥取県労働委員会では、平成21(2009)年に「労使ネットとっとり(個別労使紛争解決支援センター)」を設置し、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、みなくると連携した合同相談会の開催等により、労使間の問題解決を支援します。

(4) 新たな人権課題への対応

本県においては、「人権の擁護や平和の推進」の分野で活動する企業やNPOの活動を広げていくための支援を行います。

県内の企業に対する「ビジネスと人権」に関する情報提供及び周知を行うとともに各種人権研修の機会を捉え啓発を行います。併せて企業の「人権デュー・ディリジェンス」の取組の促進を図ります。

県内の企業によるESG経営(環境、社会、企業統治の3要素を重視する考え方を実践する経営)につながる取組を資金調達面で支援し、県内企業の価値向上に取り組みます。

3 デジタル社会における人権

【現状と課題】

<インターネットの普及>

- インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の安易さから個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの誹謗中傷や、それらの情報を安易に拡散するなどの行為が問題となっています。
- また、学校においてはインターネット等を介したいじめも深刻な問題となっています。
- さらには、コロナ禍においてコロナ感染症に関するインターネット上の誹謗中傷等、匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害も多発しています。
- 誹謗中傷にあった者が心を痛め病を発症したり自ら命を落とすなど、重大な人権問題に発展しています。
- 本県においては、部落差別解消法施行を踏まえ、ネットモニタリングを実施し監視強化を図るとともに、差別的な書き込み等について法務局への削除要請を行なっています。
- 令和3(2021)年、インターネット上で誹謗中傷等について、匿名の投稿者を特定しやすくする改正プロバイダ責任制限法が成立し、被害者の裁判所への開示手続き等にかかる負担軽減や時間短縮につながり、被害者の迅速な救済につながることを期待されます。
- また、SNSに起因する事犯の被害児童数が増加傾向にあり、特に児童が自らを撮影した画像に伴う被害(自撮り被害)ケースが後を絶たないため、令和2(2020)年、「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、児童に対して性的な画像を要求する行為を罰則つきで禁止しました。
- 鳥取県人権意識調査(令和2年5月)では、過去5年間の日常生活の中で差別や人権侵害をうけたことがあると回答した人のうち、「インターネット上の掲示板等への不適切な書き込み」と回答した人は7.6%と前回(平成26年5月)人権意識調査結果の2.3%から大きく増加しています。
- 他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。

○令和3年度から、GIGAスクール構想により、県内の全ての小学校・中学校・義務教育学校において一人一台端末を活用した学習が本格的に始まりました。これからは児童生徒全員がインターネット接続機器を利用することを前提とした情報モラル教育の推進が必要です。

<デジタル社会の進展>

○さらに、今後ますます発展することが予想される情報社会において、その一員として情報をより良く使いながら適正な活動を行うための教育を進めることが求められます。

○Society5.0(※)では、現実空間において多くの作業がロボットやAI(人工知能)に任せられるようになると期待されており、人がAIを使いこなすようになれば、ほとんどの作業が自動化され高齢者や障がい者の積極的な社会参加が一層促進されます。

※仮想空間(サイバー空間)と現実空間(フィジカル空間)を高度に融合させるシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会

○このような社会では、サイバー空間への依存度はますます高まり、一層、拡大・浸透していくと考えられることから、画像や動画を改変した人間の目では見分けられないフェイクニュースやAIを使った高精度の動画が出回るようになることから、利用者に対するICTリテラシー(※)の教育・啓発を推進していくことが必要です。

※ICT:情報通信技術、リテラシー:知識・教養・能力を適正に使うこと

○サイバー攻撃などのリスクが増える中、企業等においては、顧客情報の漏洩等の情報セキュリティのリスクに備え、取り扱う情報やシステムの特性等を考慮した、適切な情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

○また、AIの判断に偏り(バイアス)が生じる問題が社会の偏見に影響する可能性が指摘されており、国内企業で「AI倫理ガイドライン」を自主的に作る動きが出てくるなど、社会の偏見解消や公平性を保つための「AI倫理規制」が重要な論点となっており、人間の尊厳が尊重される社会を構築する必要があります。

○政府が令和2(2020)年に示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の目標で掲げている「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」は情報通信技術の活用に係る機会や活用能力における格差が生じないことを目指すものです。

○令和3(2021)年4月に、本県では「鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～」を策定し、ICTを活用した県民の豊かさの向上を目指すこととしました。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを育てる教育の取組を関係機関と連携しながら推進していきます。

社会教育では、インターネットの特性とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法について理解を深めるなど、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについ

て理解を深めるための教育啓発の充実を図っていきます。

併せて、青少年の携帯電話（スマートフォン）やゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続可能な機器による有害情報の閲覧の防止のため、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力に応じてペアレンタルコントロール（※）が適切に実施されるよう、保護者への普及啓発に努めます。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと

（２）相談支援体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなどインターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、相談者の希望に寄り添い警察や弁護士等関係機関と連携して支援を行うほか、掲示板管理者に対する削除要請等を行います。

また、ネットいじめを含む子どもに関わるさまざまな不安や悩みについて、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

（３）インターネット上での人権侵害行為への対応

法務省人権擁護機関及び市町村等と連携して人権意識を高めるための啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書込等に対して、モニタリングを実施しプロバイダ等に削除要請をするなどして、被害の拡大防止に努めます。

また、ネット上の新型コロナ感染者等に関する誤った情報、個人に対する誹謗中傷等を随時チェックし、被害者の訴訟時の証拠として誹謗中傷等の画像や文書を保存する「ネットサーベイランス」によりインターネット上の人権侵害行為の抑止に努めます。

また、児童生徒を対象にしたネットパトロールを実施して、インターネットを使ったコミュニケーションツールや掲示板等への書き込みによる人権侵害行為について早期発見と早期対応に努めます。

（４）青少年の健全な育成のための環境整備

家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロール、フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能の活用などの普及を図り、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に努めます。

また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないよう、メディアを含めた関係団体やNPOと協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者への啓発を図ります。

（５）新たな人権課題への対応

今後、サイバー空間への依存度はますます高まり、より一層、拡大・浸透していくと考えられることから、「鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～」に基づき、県民誰もが安心・安全にデジタル技術の恩恵を享受できる社会を推進し、「リアル社会とデジタル社会の極端な乖離を防ぎ、お互いの人権や意見が尊重される社会の実現」を目指します。

①メディアリテラシー（※）等情報モラル教育・啓発の強化

※テレビ番組や新聞記事などのメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力。

他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深め、誹謗中傷の加害者、被害者にならないための啓発、情報の収集・発信に関する個人の責任や情報モラル教育啓発に加えて、高度化

するフェイクニュースを防ぐため、AI 専門家に加え拡散される社会的要因等を含めた各分野の専門家との連携を強化に努めます。

②人権侵害行為に対する監視・支援体制の強化

現在行っているネットサーベイランスによる監視体制やネットモニタリングによる人権侵害に係る情報の削除等支援体制を強化し、サイバー空間における人権侵害行為を監視する「人権サイバーパトロール」体制の整備を図ります。併せて、相談に携わる者の育成や相談窓口の体制の強化に努めます。

③法整備等を含めた実効性のある救済制度の確立

社会の偏見解消や公平性を保つための「AI 倫理規制」の制度化、プロバイダ等によるサイバー空間の人権に配慮した利用環境の整備やデジタル社会における差別表現の流布等の禁止など、法整備等を含めた実効性のある救済制度の確立を国に働きかける等の対応を行います。

4 個人情報の保護と人権

【現状と課題】

- 住民の個人情報を多く取り扱う地方自治体において、総合的な個人情報保護制度の必要性が高まったことを背景に、本県では、国の個人情報保護法に先駆けて平成11（1999）年に鳥取県個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護を図ってきました。
- 平成15（2003）年に成立した「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールです
- 平成29（2017）年には、法律、条例において、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」を定め、差別の原因となるおそれのある個人情報の厳格な取扱いにより、保護に取り組んでいるところです。
- 一方で、地域においては、就職や結婚などの際に、出身地のほか、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する「身元調査」が行われることがあります。これは個人情報の保護の著しい侵害であることは明らかであり、その解消が必要と考えられますが、一部の方には、特に結婚の際に、身元調査はやむを得ないと考える意識が残っています。
- また、近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化し、民間事業者の中に、デジタルプラットフォーマー（行政機関を上回るような個人情報の取扱い主体）が出現しています。ひとたびこれらによる不適正な利用や漏えい等が発生した場合は、行政機関を凌駕するような個人の権利利益の侵害が生ずるおそれがあります。
- さらに、平成27年度に導入が始まった「マイナンバー制度」について、個人情報の流出、あるいは、なりすましによる被害の危険性への懸念が示されているところです。一方で、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になる、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットが想定されます。
- デジタル技術が進展する中「顔データ」の時代になってきており、当該データは個人情報に含まれることから目的外利用は禁じられているところですが、個人情報保護法には「利用後に消去するよう努める」との規定しかないことから半永久的に保有される可能性も残っています。

- このように個人情報保護法制を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和3（2021）年に改正個人情報保護法が公布され、行政内外における個人情報の保護と利活用の調和の確保を図るため、令和5（2023）年4月以降は、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用され、個人情報保護委員会が官民含め一元的に個人情報の監視監督を行うこととなっています。
- 本県においても、差別を生みかねない機微な住民データを持つ自治体があることから、国より厳しいルールを定めています。
- デジタル化の進展や、個人情報保護法の改正など様々な動きがある中でも、個人情報の保護については、行政・民間企業そして個人が、これまで同様、個人情報の適正な管理を行うことが求められます。

【施策の基本的方向】

（1）個人情報の適正な管理等の推進

県は鳥取県個人情報保護条例に基づき、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに、平成31（2019）年度から開始した内部統制の取組により、適正な個人情報管理に取り組みます。また、令和5（2023）年4月以降は、改正個人情報保護法により適用される全国的な共通ルールに基づき個人情報保護を図っていきます。

（2）マイナンバー制度や本人通知制度の周知

さらに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールがあった場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。また、事業者に対して、マイナンバーの管理に関する説明会を開催するなどして周知に努めます。

偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で導入している「本人通知制度」の周知に努めます。

5 ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

- ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。これは、持続可能な社会を目指すSDGsで「年齢や性別、障がい、民族などの差別や不平等をなくすこと」が目標に掲げられており共通する考え方であります。
- 本県では、県民が集まる公共施設などにおいてUDの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。
- UDは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、近年は学校・職場・家庭・地域で、個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れ、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展させていこうとする動きが広がっています。
- 本県では、UDの考え方の理解を深めるため、平成17（2005）年から県民や地域、企業等を対象とした出前講座や研修会、啓発キャンペーンなどの普及啓発活動を行っています。
- また、平成21（2009）年度から、学校教育との連携により、児童生徒を対象とした出前授業

を行っており、年々、授業の実施を希望する学校が増加しています。将来を担う子どもたちが、UDの考え方や他人を思いやる心のUDを学ぶ機会が増えています。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、UD出前授業など、若年層への啓発効果から、UDについて「内容・意味について知っている」と答えた方は44.8%で前回調査（平成26年5月）に比べ23.2ポイント増加しており、県民へのUDの認知度は向上しています。

○引き続き、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やユニバーサルマナー）等を学ぶなど、心のUDを中心とした出前授業を行うことにより、児童生徒が共生社会の一員としての自覚と実践力を培い、かつ他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学習の場を提供し、UDの考え方や心のUDの大切さを広めていくことが必要です。

○一般的な色覚の人以外は、色の配慮が不十分な社会における弱者として、「色弱者」と呼ばれていますが、日本人男性の20人に1人、女性の500人に1人（※）が色弱者であり、日本全体では約320万人になると言われています。色弱者の方は、視力に関係なく、赤と緑の色が見分けにくいなど、一般的な色覚者と色の見え方が異なります。「多様な色覚に配慮して、できる限りすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮する」カラーUDを推進していくため研修会やセミナー等を開催するなど、広く県民に普及啓発していく必要があります。

※日本人での頻度は男性の約5%、女性の0.2%。出典元：日本眼科学会HP

○また、不特定多数が使用する県内の公共施設や文化施設、医療機関、民間施設等に設置してある案内板等について、民間事業者などと連携・協力し、だれでも「わかりやすい色づかいになっているか」の調査・点検を含め、改善及び整備を促していく必要があります。

○近年激甚化、広域化している自然災害は全国どこでも起こり得る状況であることから、浸水想定区域内に居住するなど危険な場所から避難する必要のある住民は、学校の体育館や公民館など市町村が開設する避難所へ避難することが一般的です。避難所によっては様々なバリア（障壁）のある場合があるため、障がい者や高齢者等配慮を要する方が避難所で過ごしにくいことがないよう、UDの考え方を避難所の環境に取り入れる取組が求められます。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育・社会教育を通じて、UDの考え方（すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきである）への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾けたり、学習集団の中にある困り感の克服を共に考えたりするなど、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の取組の充実に努めます。

啓発においては、一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、UDの概念だけでなく、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やユニバーサルマナー）などを学ぶ出前授業を実施します。

また、企業がUDの考え方に基づいて、製品開発や顧客サービス、店舗づくりなどを行っていくことが必要です。そこで、企業への普及啓発として、研修会・セミナー等を実施することにより、心のUDを規範のひとつとして、企業のUD活動が展開される社会づくりを進めます。

(2) カラーUDの推進

色の見え方は、老化に伴う目の疾患など視力の低下とともに変化します。色弱者の方や高齢者の立場に立った「色づかいの配慮や大切さ」を学ぶセミナー、研修会等を実施し、県内におけるカラーUDの普及啓発を図ります。

また、印刷物や県内施設の案内表示の確認を行う等、全ての人に情報が正確に伝わるよう県内の「色のバリアフリー」を進めます。

(3) 関係機関等との連携

UDの考え方を社会全体に普及させていくために、県だけでなく、市町村、企業などと連携しながら積極的に推進するとともに、専門家などの意見を聞くなどし、UDの更なる普及啓発を進めます。

(4) 公共施設等のUD化の推進

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、UDに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

また、市町村が進める避難所や福祉避難所(※)となる対象施設等のUD化を推進するための支援を行います。

※要配慮者の良好な生活環境が確保でき、相談や助言、支援などを受けることができる体制が整備されている避難所。